令和6年度報酬改定に係る個別サポート加算Ⅰの取扱いについて（市川市）

**●児童発達支援（120単位/日）　　※ご注意ください。　ほとんどの児童が加算対象でなくなります。**

**❶個別サポート加算（Ⅰ）　（120単位/日）**

　算定基準　：　①重症心身障害児

　　　　　　　　　　②身障手帳1級、2級の交付を受けている児童

　　　　　　　　　　③療育手帳の最重度、重度の交付を受けている児童

　　　　　　　　　　④精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている児童

♦請求への対応　：　・すでに令和６年度４月１日付けで旧個別サポート加算（Ⅰ）をつけた受給者証を発行した方には、再度、旧個別サポート加算（Ⅰ）を外した新たな受給者証を送付いたします。

・児童発達支援の利用児については、現在個別サポート加算（Ⅰ）が付いている児童がほとんどですが、新基準では手帳保持者に限るため、令和６年４月以前に発行した受給者証に付いている個別サポート加算（Ⅰ）は市の方で全て削除します。

・現在、市で把握している児童については、新基準で個別サポート加算（Ⅰ）を認定し、新たな受給者を発行いたします。

・新規サービスコード　：　61926　　（廃止する旧サービスコード　：　61924）

●**放課後等デイサービス（❶　90単位/日、❷　120単位/日）**

**❶個別サポート加算（Ⅰ）　（90単位/日）**

算定基準　：　①通所受給者証申請書類のうち、就学児サポート調査において13点以上

　　　　　　　　　　　（旧要件と同じ）

※上記①に該当する児童において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して

支援を行うと、さらに30単位/日（合計120単位/日）が加算できます。（千葉県届出を要する）

　♦請求への対応　：　・現在、加算が支給決定されている児童においては、継続して請求できます。

　　　　　　　　　　　　　　・新たな受給者証の発行はしません。

・サービスコード　：　630924

**❷個別サポート加算（Ⅰ）（重度）　　（※新設　120単位/日）**

　　　算定基準　：　①重症心身障害児

②通所受給者証申請書類のうち、生活記録票において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち、

3つ以上が全介助となる児童

♦請求への対応　：　・現在、市で把握できる児童については、新基準で個別サポート加算（Ⅰ）（重度）を認定し、新たな受給者証を発行いたします。

・新規サービスコード　：　630929

**※今回の報酬改定に伴う個別サポート加算（Ⅰ）の見直しについては、４月１日に遡って付与しますので、**

**ご不明な点などがありましたら、発達支援課までお問い合わせください。**